

平成31年第1回(3月)上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第14号	平成30年度上越市一般会計補正予算(第6号)	農政課ほか	1~11
議案第45号	上越市月影の郷条例の一部改正について	農村振興課	12~13
議案第46号	上越市川上笑学館条例の一部改正について	農村振興課	14~15
議案第47号	上越市六夜山荘条例の一部改正について	農村振興課	16
議案第63号	上越市農村地区多目的集会所条例の一部改正について	農村振興課	17~18
議案第68号	財産の無償譲渡について(長崎地区多目的共同利用施設)	農村振興課	19
議案第70号	指定管理者の指定について(日本自然学習実践センター・大池いこいの森ビジターセンター)	農林水産整備課、 農村振興課	20~22
議案第1号	平成31年度上越市一般会計予算	農業委員会事務局 ほか	23~98

※新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

※「指定管理者の指定について」の議案に関する委員会資料の中で、当該指定に係る債務負担行為について説明しています。

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者数や利用者数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第14号
提出課	農村振興課

歳出科目 (P66~P67)	6款1項2目	農業総務費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農林水産業融資支援事業	197,623	△48,450	149,173

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△48,450	貸付金	△48,450

【補正理由】

農林水産業振興資金預託金について、新規預託額が見込みを下回ることから、所要額を減額するもの

【補正内容】

○農林水産業振興資金預託金 △48,450

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
諸収入	194,711	△48,450	146,261
農林水産業振興資金貸付金収入			

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
貸付金	194,711	△48,450	146,261
農林水産業振興資金預託金			

提出課	農政課
-----	-----

歳出科目 (P66~P67)	6款1項3目	農業振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
自然循環型農業推進事業	102,304	△31,246	71,058

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△23,015	負担金補助及び交付金	
一般財源	△8,231		△31,246

【補正理由】

環境保全型農業直接支払交付金が当初の見込みを下回ることから、所要額を減額するほか、環境保全型農業直接支援市町村推進事業費補助金の配分額の見直しを受け、財源を組み替えるもの

【補正内容】

○環境保全型農業直接支払交付金 △31,246

交付金対象面積が当初見込んだ面積を下回るため。

・実績見込み面積：978 ha（当初計画面積：1,374 ha）△396 ha

（財源内訳）

項目	補正前	補正額	補正後
県支出金	75,942	△23,015	52,927
環境保全型農業直接支払交付金	74,531	△23,434	51,097
環境保全型農業直接支援市町村推進事業費補助金	1,411	419	1,830
一般財源	25,274	△8,231	17,043

（歳出）

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	99,376	△31,246	68,130
環境保全型農業直接支払交付金			

歳出科目 (P66～P67)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
中山間地域等活性化対策事業	603,633	△5,815	597,818

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△4,383	負担金補助及び交付金	
一般財源	△1,432		△5,815

【補正理由】

中山間地域等直接支払交付金が、当初の見込みを下回ることから、所要額を減額するもの。

【補正内容】

○中山間地域等直接支払交付金 △5,815

交付金対象面積と超急傾斜加算が当初見込んだ面積を下回るため。

- ・実績見込面積：26,895ha（当初計画面積：26,971ha）△76ha
- ・超急傾斜加算見込面積：826ha（当初計画面積：885ha）△59ha

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
県支出金			
中山間地域等直接支払交付金	418,587	△4,383	414,204
一般財源	146,291	△1,432	144,859

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金			
中山間地域等直接支払交付金	564,878	△5,815	559,063

歳出科目 (P66~P69)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
水田農業推進事業	80,486	△8,914	71,572

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△8,914	負担金補助及び交付金	△8,914

【補正理由】

農林水産業総合振興事業費補助金の事業費が確定したほか、経営所得安定対策推進事業費補助金の交付決定を受け、所要額を減額するもの

【補正内容】

- 農林水産業総合振興事業費補助金 △4,913
- 経営所得安定対策推進事業費補助金 △4,001

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
県支出金	65,274	△8,914	56,360
農林水産業総合振興事業費補助金	30,495	△4,913	25,582
経営所得安定対策推進事業費補助金	34,779	△4,001	30,778

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	65,274	△8,914	56,360
農林水産業総合振興事業費補助金	30,495	△4,913	25,582
「新潟米」食味・品質確保整備支援事業費補助金	1,167	△173	994
業務用米等多収穫・コスト低減推進支援事業費補助金	10,345	△855	9,490
業務用米等作業受託体制整備支援事業費補助金	11,845	△1,991	9,854
環境保全型農業支援事業費補助金	7,138	△1,894	5,244
経営所得安定対策推進事業費補助金	34,779	△4,001	30,778

歳出科目 (P68~P69)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
担い手育成確保支援事業	164,811	△15,485	149,326

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△15,485	委託料	△2,484
		負担金補助及び交付金	△13,001

【補正理由】

国の補正予算を活用し、売上高の拡大や経営コストの縮減などに取り組む経営体が行う機械整備の支援に要する経費を増額するほか、機構集積協力金の交付額が、当初の見込みを下回ること、また国の実施要綱が全部改正されたことに伴い、事業が廃止及び見直しとなったことから、所要額を減額するもの

【補正内容】

国の補正予算を活用した事業 8,903

○担い手確保・経営強化支援事業費補助金 8,903

事業内容：売上高の拡大や経営コストの縮減などに取り組む経営体が行う機械整備を支援

補助率：1/2 以内

整備内容：田植機（1 台）、育苗機・播種機・フレコンセット（1 式）、枝豆収穫機（1 台）、野菜洗浄機（1 台）、野菜用高速脱水機（1 台）

実績見込みにより減額するもの △19,504

○機構集積協力金 △19,504

交付対象面積が当初見込んだ面積を下回るため。

- ・地域集積協力金見込面積：73ha（当初計画面積：84ha）△11ha
- ・経営転換協力金見込面積：126ha（当初計画面積：180ha）△54 ha
- ・耕作者集積協力金見込面積：5ha（当初計画面積：40ha）△35ha

国の実施要綱の全部改正に伴い減額するもの △4,884

○法人経営労務・財務管理等研修業務委託料 △2,484

国の実施要綱の全部改正されたことに伴い、事業が廃止となったため。

○農業経営法人化等支援補助金 △2,400

国の実施要綱の全部改正されたことに伴い、事業が見直され、県が事業実施主体となったため。

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
県支出金	66,811	△15,485	51,326
担い手確保・経営強化支援事業費補助金	0	8,903	8,903
機構集積協力補助金	61,682	△19,504	42,178
人・農地問題解決加速化支援事業費補助金	5,129	△4,884	245

(歳出)

項 目	補 正 前	補 正 額	補 正 後
委託料	2,484	△2,484	0
法人経営労務・財務管理等研修業務委託料			
負担金補助及び交付金	63,676	△13,001	50,675
担い手確保・経営強化支援事業費補助金	0	8,903	8,903
機構集積協力金	61,276	△19,504	41,772
農業経営法人化等支援補助金	2,400	△2,400	0

提出課	農林水産整備課
-----	---------

歳出科目 (P68~P69)	6款1項5目	農地費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農業用施設等維持管理費	983,154	△36,248	946,906

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△27,186	負担金補助及び交付金	
諸収入	1,600		△36,248
一般財源	△10,662		

【補正理由】

高速道路を跨ぐ農道橋の点検に関し、剥落防止対策助成金の交付決定にあわせて財源を組み替えるほか、多面的機能支払補助金の事業費の確定に伴い、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
県支出金	699,731	△27,186	672,545
多面的機能支払補助金			
諸収入	0	1,600	1,600
跨高速道路橋剥落防止対策助成金			
一般財源	279,778	△10,662	269,116

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	932,976	△36,248	896,728
多面的機能支払補助金			

歳出科目 (P68～P69)	6款1項5目	農地費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
土地改良事業	750,754	140,723	891,477

主な補正財源		主な経費	
分担金及び負担金	252	負担金補助及び交付金	
市債	125,800		140,723
一般財源	14,671		

【補正理由】

県営土地改良事業の事業費確定に伴い、所要額を減額するほか、国の補正予算により実施される県営土地改良事業について、所要額を増額するもの

【補正内容】

事業費の確定に伴い減額するもの $\Delta 25,353$ (A)

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
分担金及び負担金			
県営農地環境整備事業分担金	7,847	178	8,025
市債	468,800	$\Delta 21,200$	447,600
経営体育成基盤整備事業	37,700	$\Delta 12,200$	25,500
中山間総合整備事業	46,600	13,200	59,800
かんがい排水事業	366,800	$\Delta 21,000$	345,800
農地防災事業	17,700	$\Delta 1,200$	16,500
一般財源	98,831	$\Delta 4,331$	94,500

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	575,478	$\Delta 25,353$	550,125
県営経営体育成基盤整備事業負担金	46,050	$\Delta 12,549$	33,501
県営農地環境整備事業負担金	56,438	16,396	72,834
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金	430,000	$\Delta 20,861$	409,139
県営かんがい排水事業負担金	22,719	$\Delta 6,778$	15,941
県営ため池等整備事業負担金	20,271	$\Delta 1,561$	18,710

国の補正予算を活用した事業（平成31年度からの前倒し事業） 166,076（B）

県が事業主体となり実施する土地改良事業に対し、市土地改良事業負担及び補助率表に基づき、市が事業費の一部を負担する。

（財源内訳）

項 目	分担金	市債	一般財源
県営経営体育成基盤整備事業負担金	0	111,000	14,319
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金	0	3,000	4,500
県営ため池等整備事業負担金	74	33,000	183
合 計	74	147,000	19,002

（歳出）

事業名／地区名		事業費	負担金
県営経営体育成基盤整備事業			
合併前上越市	中江北部第2	50,000	5,000
	新 道	10,000	1,000
	木島(99.4%)	230,000	22,862
	今 池	80,000	8,000
	広島(1.6%)	280,000	457
板倉区	高 野	555,000	55,500
清里区	岡 野 町	200,000	20,000
三和区	三和中部第1	100,000	12,500
小 計		1,505,000	125,319
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業			
大潟区・頸城区	潟川2期	30,000	7,500
県営ため池等整備事業			
合併前上越市	東吉尾	3,700	592
	宇 山	3,000	330
	三ヶ字(70.4%)	80,000	7,885
	石 沢	75,000	10,500
浦川原区	飯 室	10,000	1,100
	山 本	10,000	1,100
吉川区	東立ヶ内	80,000	11,200
三和区	末 沢	5,000	550
小 計		266,700	33,257
合 計		1,801,700	166,076

地区名の（ ）は妙高市との受益面積割合を示す。

(A) △25,353 + (B) 166,076 = 140,723 (補正額)

歳出科目 (P68～P69)	6款2項3目	林道整備事業費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
林道大町躰畑線整備事業	98,765	△5,099	93,666

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△3,430	委託料	△162
市債	△1,700	工事請負費	△4,465
一般財源	31	公有財産購入費	△372
		補償、補填及び賠償金	△100

【補正理由】

農山漁村地域整備交付金の交付決定を受け、林道大町躰畑線の整備事業費が確定したことから、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
県支出金	68,600	△3,430	65,170
林道整備事業費補助金			
市債	30,100	△1,700	28,400
林道整備事業			
一般財源	65	31	96

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
委託料	7,560	△162	7,398
測量委託料			
工事請負費	90,202	△4,465	85,737
林道開設工事			
公有財産購入費	900	△372	528
林道用地購入費			
補償、補填及び賠償金	100	△100	0
物件移転補償料			

歳出科目 (P78~P79)	11 款 1 項 1 目	農地、農業用施設災害復旧費
----------------	--------------	---------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農地、農業用施設災害復旧費	158,339	0	158,339

主な補正財源		主な経費	
分担金及び負担金	△899	一般財源	△25,030
県支出金	17,629		
市債	8,300		

【補正理由】

昨年夏の干ばつによる水田被害及び大雨により被災した農業用施設の復旧について、県支出金の交付決定を受けたことなどから、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

項目	補正前	補正額	補正後
分担金及び負担金	13,672	△899	12,773
小規模災害復旧費分担金			
県支出金	0	17,629	17,629
平成30年発生農地、農業用施設災害復旧事業補助金	0	7,963	7,963
平成30年発生農地、農業用施設災害復旧事業委託金	0	9,666	9,666
市債	0	8,300	8,300
平成30年発生農地、農業用施設災害復旧事業			
一般財源	144,667	△25,030	119,637

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第45号
提出課	農村振興課

上越市月影の郷条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、月影の郷の利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

区 分				現 行	改定後
宿泊室	宿泊利用	中学生以上	1人1泊	4,320円	4,400円
		小学生以下		3,240円	3,300円

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越市月影の郷条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前				
別表(第15条関係)					別表(第15条関係)				
区 分		上限額		摘 要	区 分		上限額		摘 要
宿泊室	宿泊利用	中学生以上	1人1泊	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。	中学生以上	1人1泊	3,240円	3,240円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生以下			3,300円				
	日帰り利用	1時間につき		220円		日帰り利用	1時間につき		220円
	体験学習室				220円		体験学習室		

改 正 案	改 正 前
<div data-bbox="240 255 363 344" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">多目的 ホール</div> <div data-bbox="483 255 616 344" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 100px;">220 円</div> <p data-bbox="236 353 355 387">備考 略</p>	<div data-bbox="858 255 981 344" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">多目的 ホール</div> <div data-bbox="1098 255 1230 344" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 100px;">220 円</div> <p data-bbox="853 353 973 387">備考 略</p>

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 4 6 号
提 出 課	農村振興課

上越市川上笑学館条例の一部改正について

1 改正理由

本年 10 月からの消費税率の引上げを受け、川上笑学館の利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

区 分		単 位	現 行	改定後	
施設利用料	一般	1 人	310 円	320 円	
	小学生		210 円	210 円	
	身体障害者等		210 円	210 円	
和室	日帰り利用		1 室	1,550 円	1,580 円
	宿泊利用	一般	1 人	4,860 円	4,950 円
		小学生		3,780 円	3,850 円
		満 3 歳以上の未就学児		2,160 円	2,200 円
研修室		1 室	3,090 円	3,150 円	

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

4 上越市川上笑学館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前				
別表 (第 14 条関係)					別表 (第 14 条関係)				
区 分		単 位	上 限 額	摘 要	区 分		単 位	上 限 額	摘 要
施設利用料	一般	1 人	320 円	・ 浴室の利用料金を含む。 ・ 未就学児は、	施設利用料	一般	1 人	310 円	・ 浴室の利用料金を含む。 ・ 未就学児は、
	小学生		210 円			小学生		210 円	

改正案					改正前						
		身体障害者等		210円	無料とする。			身体障害者等		210円	無料とする。
和室	日帰り利用		1室	1,580円		和室	宿泊利用	一般小学生	1室	1,550円	
				4,950円						4,860円	
	宿泊利用	小学生		3,850円	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。 ・施設利用料を含む。 	和室	宿泊利用	小学生		3,780円	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。 ・施設利用料を含む。
		満3歳以上の未就学児	1人	2,200円				満3歳以上の未就学児	1人	2,160円	
研修室			1室	3,150円		研修室			1室	3,090円	
備考 略					備考 略						

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 4 7 号
提 出 課	農村振興課

上越市六夜山荘条例の一部改正について

1 改正理由

本年 10 月からの消費税率の引上げを受け、六夜山荘の利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

区 分		現 行	改定後
宿泊室	宿泊利用	1 人につき 4,940 円	1 人につき 5,030 円
	日帰り利用	1 室につき 2,160 円	1 室につき 2,200 円
交流室		1 室につき 10,290 円	1 室につき 10,480 円

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

4 上越市六夜山荘条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
別表 (第 15 条関係)				別表 (第 15 条関係)			
区 分		上限額	摘 要	区 分		上限額	摘 要
宿 泊 室	宿 泊 利 用	1 人につき 5,030 円	飲食料金を除く。	宿 泊 室	宿 泊 利 用	1 人につき 4,940 円	飲食料金を除く。
	日 帰 り 利 用	1 室につき 2,200 円			日 帰 り 利 用	1 室につき 2,160 円	
交 流 室		1 室につき 10,480 円		交 流 室	1 室につき 10,290 円		
備考 略				備考 略			

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第63号
提 出 課	農村振興課

上越市農村地区多目的集会所条例の一部改正について

1 改正理由

上越市公の施設の再配置計画に基づき、長崎地区多目的共同利用施設の供用を廃止し、地元町内会に譲渡するもの

2 改正内容

- (1) 長崎地区多目的共同利用施設の供用を廃止する。(別表第1、別表第2関係)
- (2) この条例の施行の際現に事業報告書を提出しなければならないとされている長崎地区多目的共同利用施設の指定管理者については、事業報告書の提出に関する規定は、この条例の施行後もなおその効力を有することとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年4月1日

4 上越市農村地区多目的集会所条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
名称	位置		名称	位置	
(略)			(略)		
大出口荘	上越市柿崎区東横山207番地1		大出口荘	上越市柿崎区東横山207番地1	
			長崎地区多目的共同利用施設	上越市大潟区長崎58番地1	
吉川旭地区農業拠点センター	上越市吉川区梶2448番地		吉川旭地区農業拠点センター	上越市吉川区梶2448番地	
(略)			(略)		
別表第2 (第3条、第14条関係)			別表第2 (第3条、第14条関係)		
施設名	上限額 (1時間につき)		施設名	上限額 (1時間につき)	
(略)			(略)		
大島若者交流会館	研修室	160円	大島若者交流会館	研修室	160円
	会議室	260円		会議室	260円
	調理実習室	100円		調理実習室	100円
	多目的ホール	540円		多目的ホール	540円

改 正 案			改 正 前		
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>			長崎地区 多目的共同 利用施設	調理実習室	120円
				多目的ホール	300円
談話室	100円				
研修室	100円				
会議室	100円				
越柳地区研修センター	会議室	160円	越柳地区研修センター	会議室	160円
	多目的室	100円		多目的室	100円
(略)			(略)		
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第68号
提 出 課	農村振興課

財産の無償譲渡について

1 譲渡財産及び譲渡先

(1) 建物

施設名称	所在地	建築年月	構造 階数	延床面積 (㎡)	台帳価格 (円)
長崎地区多目的 共同利用施設	上越市大潟区 長崎 58 番地 1	平成 6 年 9 月	木造 二階	261.78	8,022,143

(2) 譲渡先

長崎町内会

2 譲渡する理由

第5次上越市行政改革大綱及び同推進計画に定める上越市公の施設の再配置計画に基づき、長崎地区多目的共同利用施設の供用を廃止し、長崎町内会に譲渡するもの。

3 譲渡の方法

譲渡後の用途が長崎町内会の集会所として利用するものであり、公益性が高いと認められることから、無償譲渡とする。

4 譲渡先との主な契約内容等

- ・建物については、譲渡日から起算して5年間、地域の集会施設に供する条件を付し引き渡す。
- ・必要不可欠と認められる個所に関する修繕は長崎町内会が実施し、市は、その費用の額の全部を補助金として交付する。
- ・指定用途を変更又は廃止するときは、事前に市の承認を得なければならない。
- ・市の承認を得ないで、指定用途を変更又は廃止したときは、違約金を徴収する。

5 協議等の経緯

期日	内容
平成 27 年 7 月	長崎町内会と譲渡について協議を開始
平成 30 年 12 月	長崎町内会と譲渡仮契約締結
平成 31 年 1 月	大潟区地域協議会に施設譲渡について報告

6 譲渡予定日

平成 31 年 4 月 1 日

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第70号
提出課	農林水産整備課、農村振興課

指定管理者の指定について（日本自然学習実践センター・大池いこいの森ビジターセンター）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	特定非営利活動法人くびき里やま学校
所在地	上越市頸城区日根津 1877 番地 1
設立年月日	平成 13 年 11 月 7 日
設立目的	豊かな自然環境を基盤として、全国レベルの里山保全活動の拠点となり、里山保全の作業、生涯学習、環境学習、生態技術研修等の活動を行い、自然環境の保全、回復、創出に貢献することで、持続可能な環境社会の実現を目的とする。
団体の事業	①市民を対象とした公開講座の開講 ②児童・学童の環境学習、教育、総合学習の支援 ③里山の保全に関わる情報の収集と公開 ④自然環境の保全に関する調査・研究、技術開発 ⑤自然との共生を可能にする伝統的技術・技術の伝承と紹介 ⑥自然環境の保全活動 ⑦自然体験プログラムの実施 ⑧生態技術の研修・セミナーの実施ほか

(2) 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同団体は、平成 18 年の指定管理導入時から公募に応じてきた事業者であり、その管理運営を主たる業務として設立した団体であるため、公募は行わず、引き続き特定非営利活動法人くびき里やま学校を指定管理者として指定するもの。

(4) 事業計画の概要

<p>【管理運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本自然学習実践センターを主な活動拠点に、個人や各種団体が各々のレベルに応じた体験学習が可能な屋外フィールドとして、また、大池いこいの森ビジターセンターはそれらを支える屋内施設として、その機能を十分発揮できるよう年間計画に基づき、施設の維持管理及び運営を行う。 <p>【サービスの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践センターとビジターセンターを活用したイベントを月 1 回開催する。 ・小中学校の総合学習や野外活動における支援、図書等の提供を行う。 ・外来種駆除や生態系保全に関する体験、指導を行う。
--

- ・大池周辺の観光案内や紹介に当たっては、親切丁寧な対応を心掛ける。

【自主事業】

- ・季節に合わせて大人から子供まで参加できる各種学習会を開催する。
 - 春の観察会（4月）
 - 晩春の里山コマ打ち体験（5月）
 - 初夏の夜の観察会（6月）
 - 初夏の観察会（7月）
 - 里山の工作教室（8月）
 - 秋の観察会（10月）
 - 晩秋の里山間伐体験（11月）
 - 里山の正月準備（12月）
 - 早春の観察会（3月）

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

次の理由から候補者として決定した。

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適切と判断できたため。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	適切な管理	○	当施設における長期間の管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている
	サービス向上	○	季節に合わせた自主事業となるよう工夫されているほか、情報発信にも積極的である
	管理の安定	○	収支計画に無理がなく、安定経営が見込まれる
	経費の縮減	○	光熱水費や消耗品等の経費の削減が見込まれる
	その他項目	○	大池まつりへの参加など、地域活性化への取組が見込まれる
総合評価		○	これまでの業務実績と現実的な事業・収支計画から、適切であると判断する

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定

日本自然学習実践センター

(千円)

①債務負担行為設定額	②	3,279
②H31年度指定管理料(委託料)		3,279
③前指定期間の指定管理料平均額		3,402
④指定管理料の増減額	①－(③×1年)	△123

大池いこいの森ビジターセンター

(千円)

①債務負担行為設定額	②	6,861
②H31年度指定管理料(委託料)		6,861
③前指定期間の指定管理料平均額		6,860
④指定管理料の増減額	①－(③×1年)	1

(2) 主な増減理由

【日本自然学習実践センター】

- ・過去の事業実績を踏まえ、消耗品や軽トラック借上料等の経費縮減を図ったことに伴い、指定管理料が減額となった。

【大池いこいの森ビジターセンター】

- ・過去の事業実績を踏まえ、光熱水費や手数料等の経費縮減を図ったが、消費税増税に伴い、指定管理料が増額となった。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	農業委員会事務局

歳出科目 (P226～P227)	6款1項1目	農業委員会費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農業委員会活動費	29,156	29,168	△12

主な財源		主な経費	
県支出金	5,270	報酬	27,864
一般財源	23,886	交際費	20
		報償費	80
		需用費	226
		旅費	906
		使用料及び賃借料	60

【目的】

農地法等の法令業務を処理するとともに農地利用の最適化を推進し、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、もって農業の健全な発展に寄与する。

【31年度目標】

- ・農地法等の法令に基づく農地等の利用調整、農地転用許可などの業務を適正に処理する。
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員の資質向上のための研修を実施し、地域での活動を活性化することにより、農地利用の最適化を推進する。
- ・平成32年4月の任期満了による改選に向け、現行の活動や組織の在り方について検証する。

【実施内容】

- ・総会、農地部会等の開催
総会・全体会5回、運営委員会5回、農地部会（第一、第二）各12回、作業部会（農政課題部会、情報・年金部会）各4回、研修会（委員全員対象3回、業務別は適宜開催）
- ・委員の主な活動
農業委員
農地部会に出席し、農地法に基づく許認可業務等を行うとともに、総会、作業部会に出席し、議案等を審議する。また、農地利用最適化推進委員とともに農地利用の最適化等のため、担当地域で活動を行う。
農地利用最適化推進委員
農業委員とともに農地利用の最適化等のため、担当地域で活動を行う。また、必要に応じて、総会、農地部会に出席し、意見を述べる。
- ・担当地域における主な活動
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の支援、農地パトロール、経営意向調査、相談・情報提供活動等

歳出科目 (P226～P227)	6款1項1目	農業委員会費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農業委員会事務局運営費	30,560	29,087	1,473

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	745	報酬	5,659
県支出金	4,653	需用費	2,130
諸収入	158	役務費	1,824
一般財源	25,004	委託料	14,718
		使用料及び賃借料	2,226
		負担金補助及び交付金	2,461

【目的】

農業委員会等に関する法律や農地法等に基づき、所掌事務事業を適切に実施するとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動を支援し、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、もって農業の健全な発展に寄与する。

【31年度目標】

- ・農地法等に関連する受付業務等を適正に処理し、農地部会等を適切に運営するとともに、総会及び作業部会等を計画的に開催する。
- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当地域での活動を活性化する。
- ・農業者が必要とする情報の提供を適時的確に行う。
- ・平成32年4月の任期満了による改選に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員の公募や委員選任のための事務を適正に行う。

【実施内容】

- ・駐在室を含めた職員の研修及び農地部会案件に関する内部の調整会議を実施する。
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員による農地の利用状況調査を実施し、必要に応じて農地の適正利用を指導する。また、経営意向調査を実施し、その結果を農業者への相談活動、情報提供活動等につなげる。
- ・農地台帳の整備を適正に行い、農業者等へ提供する。
- ・賃借料情報、農作業労賃の参考額等の情報を提供する。
- ・「農業委員会だより」を2回(6月・11月)発行する。
- ・運営委員会等での協議により改選に必要な事項を定め、農業委員、農地利用最適化推進委員の公募を行うなど、委員選任のための事務を行う。

提出課	農村振興課
-----	-------

歳出科目 (P226～P229)	6款1項2目	農業総務費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
芙蓉荘管理運営費	7,438	6,147	1,291

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	437	報酬	9
財産収入	48	需用費	3,385
諸収入	1	役務費	55
一般財源	6,952	委託料	3,669
		使用料及び賃借料	17
		備品購入費	303

【目的】

各種研修や地域コミュニティの醸成、地域住民の健康増進及び地域活動の活性化に資する拠点施設として、適切な管理と効率的な運営を行う。

【実施内容】

- ・農業研修センター芙蓉荘の維持管理及び運営
(28年度：10,981人、29年度：9,844人、30年度見込み：8,800人)

【施設の概要】

所在地	大字富岡 3003 番地の 1
設置	昭和 54 年度
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
面積	853.27 m ²
管理	直営 (業務委託)

歳出科目 (P228～P229)	6 款 1 項 2 目	農業総務費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファームセンター管理運営費	5,548	5,283	265

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	522	需用費	1,175
財産収入	37	役務費	33
諸収入	1	委託料	4,274
一般財源	4,988	使用料及び賃借料	66

【目的】

地域住民の健康増進と地域コミュニティの醸成を促し、農村地域の生活環境の向上に寄与する拠点施設として、適切な管理と効率的な運営を行う。

【実施内容】

- ・ファームセンターの維持管理及び運営

(28 年度：11,262 人、29 年度：9,139 人、30 年度見込み：8,200 人)

【施設の概要】

所在地	大字本新保 564 番地
設置	昭和 59 年度
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
面積	1,412.00 m ²
管理	直営 (業務委託)

歳出科目 (P228～P229)	6 款 1 項 2 目	農業総務費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ラーバンセンター管理運営費	16,864	5,657	11,207

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	1,058	需用費	12,258
財産収入	44	役務費	39
諸収入	24	委託料	4,470
一般財源	15,738	使用料及び賃借料	97

【目的】

地域住民の健康増進と地域コミュニティの醸成を促し、農村地域の生活環境の向上に寄与する拠点施設として、適切な管理と効率的な運営を行う。

【実施内容】

- ・ラーバンセンターの維持管理及び運営

(28 年度：17,602 人、29 年度：18,781 人、30 年度見込み：21,500 人)

【施設の概要】

所在地	大和六丁目 3 番 30 号
設置	平成 3 年度
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
面積	1,151.22 m ²
管理	直営 (業務委託)

歳出科目 (P228～P229)	6款1項2目	農業総務費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農村地区多目的集会所管理運営費	8,033	6,686	1,347

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	143	報償費	541
諸収入	1	需用費	1,614
一般財源	7,889	役務費	166
		委託料	2,842
		使用料及び賃借料	236
		負担金補助及び交付金	2,469

【目的】

コミュニティ活動を通じて、地域住民の交流による地域の連帯感を醸成し、活力ある農村地域社会の形成に資する拠点施設として、適切な管理と効率的な運営を行う。

【実施内容】

- ・農村地区多目的集会所の維持管理及び運営

【施設の概要】

区分	施設数			事業費	主な管理経費等
	直営	指定管理	事務委任		
合併前上越市	2	3	4	1,701	報償費、需用費、委託料
浦川原区	2	-	-	1,557	報償費、需用費、委託料
大島区	-	4	-	1,615	需用費、委託料、使用料及び賃借料
柿崎区	1	-	-	27	報酬
大潟区	-	(1)	-	2,469	負担金補助及び交付金
吉川区	-	-	1	-	
三和区	-	2	-	-	
名立区	1	-	-	664	報償費、需用費、委託料
計	6	9 (10)	5	8,033	

※ 事務委任は教育委員会へ委任

※ 大潟区の1施設については、平成31年4月1日をもって地元町内会に譲渡される予定であるが、修繕費の補助金について予算措置をしているもの。

提出課	農林水産整備課
-----	---------

歳出科目 (P228～P231)	6款1項2目	農業総務費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農村公園管理運営費	10,252	11,896	△1,644

主な財源		主な経費			
諸収入	84	報償費	4,740	委託料	1,056
一般財源	10,168	需用費	2,345	使用料及び賃借料	1,071
		役務費	130	工事請負費	756

【目的】

少子高齢化が進む中で、地域の連携とコミュニティを構成する憩いの場として、住民が安心して公園を利用できるよう公園環境を維持する。

【実施内容】

- ・農村公園の維持管理及び運営

【施設の概要】

	施設数	事業費	主な管理経費
合併前上越市	17	2,404	報償費、需用費、委託料
安塚区	1	123	報償費、委託料
浦川原区	3	798	報償費、需用費、使用料及び賃借料
大島区	8	1,208	報償費、委託料、使用料及び賃借料
柿崎区	3	382	報償費、需用費、委託料
頸城区	2	562	報償費、需用費、委託料
吉川区	2	245	報償費、需用費、委託料
中郷区	4	381	報償費、需用費、使用料及び賃借料
板倉区	19	2,436	報償費、需用費、委託料、工事請負費
清里区	5	545	報償費、委託料、使用料及び賃借料
三和区	7	408	報償費、需用費、使用料及び賃借料
名立区	6	760	報償費、需用費、使用料及び賃借料
計	77	10,252	

提出課	農村振興課
-----	-------

歳出科目 (P230～P231)	6款1項2目	農業総務費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農林水産業融資支援事業	153,268	197,482	△44,214

主な財源		主な経費	
県支出金	2,063	旅費	6
諸収入	149,918	需用費	3
一般財源	1,287	負担金補助及び交付金	3,341
		貸付金	149,918

農林水産業は、自然条件に左右されやすく価格変動等のリスクを伴うことから、利用しやすい融資制度や農業制度資金に対する利子助成制度を設け、農林水産業者の育成振興に寄与する。

【目的】

利用しやすい市独自の融資制度や国等が設置する農業制度資金に対する利子助成等を行うことにより、農林水産業者の負担軽減と経営安定を図る。

【実施内容】

- ・農林水産業振興資金融資事業 149,918

利用しやすい市独自の融資制度により、農林水産業者の負担軽減を図る。

貸付額：10,000千円以内

貸付利率：年1.5%

償還期間：7年以内（うち据置2年以内）

取扱窓口：えちご上越農業協同組合、くびき野森林組合、新潟県信用漁業協同組合連合会、第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、糸魚川信用組合

利用状況

区分	平成29年度		平成30年度 (見込み)		平成31年度 (予定)	
	件数	預託額	件数	預託額	件数	預託額
継続分	64	132,587	55	100,031	49	122,318
新規分	2	15,200	10	46,230	6	27,600
計	66	147,787	65	146,261	55	149,918

- ・農業制度資金利子助成事業 3,350

国等が設置する農業制度資金に対し利子助成を行うことにより、農林水産業者の負担軽減を図る。

資 金 名	事業費	財源内訳	
		県支出金	一般財源
農業経営基盤強化資金	2,588	1,737	851
新潟県農林水産業振興資金 8 号資金等	753	326	427
計	3,341	2,063	1,278

歳出科目 (P230～P231)	6 款 1 項 2 目	農業総務費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
大池いこいの森ビジターセンター管理運営費	6,861	7,327	△466

主な財源		主な経費	
財産収入	59	委託料	6,861
一般財源	6,802		

【目的】

自然体験や野外活動を通じて、農村地域の自然や生態系の保全に対する理解を深めるとともに、市民の教養及び青少年の体力の向上を促進し、魅力ある地域社会の形成に資する拠点施設として、適正な管理と効率的な運営を行う。

【31 年度目標】

- ・近隣施設である日本自然学習実践センターと連携して、環境保全に関するイベントの開催やPR活動を行い、農村地域の自然への理解を促進するとともに、利用者の増加を図る。
- ・小中学校の校外学習の場としての利用や部活動の合宿等による宿泊者への継続的な利用を働きかけ、リピーターを確保するとともに、新規の宿泊者の獲得に努める。
- ・施設利用者数 7,000 人（うち研修室利用者数 1,800 人、うち宿泊者数 700 人）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)
利用者数	6,901 人	6,958 人	6,380 人
うち研修室利用者数	1,330 人	1,901 人	1,530 人
うち宿泊者数	732 人	675 人	720 人

【実施内容】

- ・大池いこいの森ビジターセンターの維持管理及び運営

【施設の概要】

所在地	頸城区日根津 116 番地 1
設置	平成 7 年度
構造	木造 2 階建
面積	645.08 m ²
管理	指定管理（特定非営利活動法人くびき里やま学校）

歳出科目 (P230～P231)	6 款 1 項 2 目	農業総務費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ろばた館管理運営費	23,189	21,463	1,726

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	2,745	市債	8,600
財産収入	127	一般財源	9,847
諸収入	1,870	報償費	4
		需用費	9,469
		役務費	228
		委託料	12,546
		使用料及び賃借料	937
		負担金補助及び交付金	5

【目的】

余暇活動や心身の健康増進の場として、適正な管理と効率的な運営を行うとともに、イベントの実施や地元農産物・加工品の販売場所を提供し、地域の活性化や農家所得の向上を図る。

【31 年度目標】

- ・施設利用者数 11,800 人
(28 年度：11,407 人、29 年度：11,278 人、30 年度見込み：11,810 人)

【実施内容】

- ・ろばた館の維持管理及び運営
- ・地域の各種団体と連携したイベントの開催

【施設の概要】

所在地	名立区西蒲生田 155 番地
設置	平成 7 年度
構造	鉄骨造一部 2 階建
面積	985.00 m ²
管理	直営 (業務委託)

提出課	農政課
-----	-----

歳出科目 (P230～P233)	6款1項3目	農業振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
自然循環型農業推進事業	89,617	102,304	△12,687

主な財源		主な経費	
県支出金	67,332	報酬	1,338
一般財源	22,285	委託料	1,105
		共済費	228
		役務費	150
		負担金補助及び交付金	86,677

環境保全型農業直接支払交付金事業の取組を推進するとともに、化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らす取組により、消費者が求める安全・安心な農作物の生産を推進する。

【31年度目標】

- ・カメムシ類の加害による斑点米発生の抑制
- ・環境保全型農業直接支払交付金の対象となる取組面積 1,231ha の確保

○河川カメムシ類防除対策事業委託料 1,105

【目的】

県が管理する河川のうち、斑点米の発生率が高い地域のカメムシ類被害の低減を図る。

【実施内容】

- ・河川カメムシ類防除を希望する農家組合等に、河川敷の草木・雑草の刈払い、除去・搬出作業を委託する。

実施地区：浦川原区、板倉区、名立区

○環境保全型農業直接支払交付金 86,677

【目的】

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域慣行基準より5割以上低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及推進を図る。

【実施内容】

- ・取組目標面積及び交付金額（負担割合：国 1/2 以内、県 1/4 以内、市 1/4 以内）

取組内容	目標面積	交付単価(10a 当たり)	交付金額	
カバークropp	733ha	8,000円	58,627	
堆肥	基本単価	61ha	4,400円	2,703
	特例単価	32ha	2,200円	697
有機（雑穀以外）	56ha	8,000円	4,446	
冬期湛水管理（有・畦）	97ha	8,000円	7,801	
冬期湛水管理（畦）	233ha	5,000円	11,660	
冬期湛水管理	19ha	4,000円	743	
計	1,231ha		86,677	

※冬期湛水管理の「有」は「有機質肥料施用」、「畦」は「畦補強等実施」

歳出科目 (P232～P233)	6款1項3目	農業振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
園芸振興事業	16,433	12,645	3,788

主な財源		主な経費	
県支出金	6,126	旅費	16
一般財源	10,307	需用費	7
		役務費	116
		負担金補助及び交付金	16,294

農業経営の安定と強化、年間を通じた雇用を創出するため、水稲単一経営から園芸を導入した複合経営への転換を促進する。

また、主に被害が拡大しているイノシシの農作物被害への対応として、上越市鳥獣被害防止対策協議会が主体となり、地域一体で取り組む総合的な被害防止対策を支援する。

【31年度目標】

- ・えだまめ、キャベツ等の重点的に振興する作物とえだまめ後作の園芸二毛作の生産拡大
- ・園芸導入法人数の拡大
- ・鳥獣による農作物被害拡大の抑制

○園芸生産促進事業費補助金 5,802 (県単)

【目的】

園芸生産に必要な施設等の導入を支援し、高収益・周年型園芸生産の拡大・育成を図る。

【実施内容】

- ・園芸生産の拡大や生産コストの低減に必要な機械・施設の整備に要する経費を支援する。

事業内容：ハウス用暖房設備（一式）、雪活用冷蔵庫（一式）、パイプハウス（1棟）

事業主体：えちご上越農業協同組合（借受者：認定農業者…合併前上越市1）、農地所有適格法人（柿崎区1）、リース会社（借受者：農地所有適格法人…清里区1）

補助率：県3/10以内、4.5/10以内、5/10以内

○園芸振興事業費補助金 1,110 (市単)

【目的】

園芸導入に必要な初度的経費を支援し、水稲単一経営から複合経営への転換を促進する。

【実施内容】

- ・園芸の導入、生産拡大に必要な種苗費や資材費等の経費を支援する。

対象経費：えだまめの生産拡大に係る初度的経費

水田を有効活用したキャベツ、ブロッコリー、カリフラワー等の生産拡大に係る初度的経費

事業主体：農業生産組織等

補助率：1/2以内

○地域間連携園芸生産拡大事業費補助金 294 (市単)

【目的】

中山間地域の農業所得向上と、平野部での園芸二毛作(えだまめ後作)の生産拡大を図る。

【実施内容】

- ・中山間地域において、秋冬野菜苗の生産・供給に取り組む団体等に対し、生産に要する経費を支援する。

対象経費：苗生産及び供給に要する経費

対象者：えちご上越農業協同組合、中山間地域に属する農業者3戸以上で組織する団体

補助率：2/3以内

[充]○上越市鳥獣被害防止対策協議会負担金 8,413

【目的】

農作物被害の軽減を図るため、市、農業者、関係機関及び団体で構成する上越市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって、鳥獣被害防止対策に取り組む事業に対し支援する。

【実施内容】

捕獲による個体数調整や、電気柵の新設、耐用年数を迎える電気柵の更新を引き続き支援するほか、被害が想定されるほ場への予防柵の設置に対しても新たに支援するなど、効率的・効果的なイノシシの捕獲とイノシシ被害の防止に向けて、上越市鳥獣被害防止対策協議会の活動を支援する。

○有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業費補助金 648 (県単)

【目的】

第一種銃猟免許(ライフル銃・散弾銃・空気銃)の取得経費を支援することにより、有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、有害鳥獣による農作物被害を防止する。

【実施内容】

- ・第一種銃猟免許等の取得に要する経費の一部を支援する。

対象経費：第一種銃猟免許の取得経費、猟銃の所持許可取得経費等
(上限54千円)

対象者：新規に第一種銃猟免許等を取得した者のうち、市の有害鳥獣捕獲に協力する者

補助率：県1/2以内、市1/2以内

歳出科目 (P 232～P 233)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
中山間地等活性化対策事業	596,929	603,633	△6,704

主な財源		主な経費			
県支出金	432,293	報酬	6,299	委託料	2,889
市債	7,100	共済費	1,044	負担金補助及び交付金	
一般財源	157,536	使用料及び賃借料	878		584,405

農業生産条件が不利な状況にある中山間地域において、農業生産活動の維持を図りつつ多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地保全と担い手の育成を推進する。また、集落を越えて連携し、地域の課題に取り組む地域マネジメント組織や保全管理農地への収益作物の作付拡大を行う農業者団体を支援することにより、中山間地域における元気な農業・農村づくりを進める。

【31 年度目標】

- ・農業生産活動の継続と耕作放棄地の発生防止、多面的機能の増進を図る活動を通じて中山間地域の農地の保全を図る。
- ・地域の課題に取り組む地域マネジメント組織や農業者等の団体が行う活動を支援し、豊かな恵みをもたらす中山間地域農業の活性化を図る。
- ・中山間地域等直接支払制度第 4 期対策の最終年度であり、平成 32 年度から始まる第 5 期対策につなげていくため、引き続き中山間地域に適した作物の栽培を広めることで、農地の保全及び農業所得の向上を図る。

○中山間地域等直接支払交付金 574,293

【目的】

中山間地域集落の農業生産活動の取組を支援し、中山間地域農業の振興を図る。

【実施内容】

- ・協定面積：2,713ha
- ・交付金額：567,362
- ・対策期間：平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間（第 4 期対策）
- ・対象行為等：協定に基づき、農業生産活動や農道・水路の維持管理等集落の共同取組活動等を行う農業者等を支援する。
- ・交付金額の内訳

地目	区分	交付予定面積	基礎単価 (8 割) /10a	体制整備単価 (10 割) /10a	交付金額
田	急傾斜	2,203ha	16,500 円	21,000 円	462,461
	緩傾斜	429ha	6,400 円	8,000 円	34,346
	高齢化・耕作放棄率等	81ha	6,400 円	8,000 円	6,476
加算	集落連携の広域化支援	(279ha)	単価：3,000 円/10a (上限有※)		7,975
	小規模・高齢化集落支援	(73ha)	単価：4,500 円/10a		3,283
	超急傾斜農地保全管理	(880ha)	単価：6,000 円/10a		52,821
計	—	2,713ha	—	—	567,362

※加算の集落連携の広域化支援の単価は、1 協定当たりの上限額 200 万円

※負担割合は、一般地域：国 1/2、県 1/4、市 1/4・特認地域：国 1/3、県 1/3、市 1/3

○中山間地域元気な農業づくり推進事業 17,684 (市単)

【目的】

中山間地域農業の維持と地域農業を担う体制を確立するため、「中山間地域元気な農業づくり推進員」を配置するとともに、地域マネジメント組織や農業者等の団体が行う活動を支援し、元気な農業・農村づくりを進める。

【実施内容】

- ・中山間地域元気な農業づくり推進員の配置等 5,643
専門的な知識を有する推進員を配置し、地域マネジメント組織や集落へのきめ細かな指導、助言を行う。
推進員の配置：2人
推進協議会の開催：2回
現地研修会の開催：1回
- ・農産物等庭先集荷サービス事業補助金 1,650
地域マネジメント組織が行う農産物等の集出荷を支援することにより、地域に新たな「生きがい」を生み出し、中山間地域の活性化を図る。
事業主体：地域マネジメント組織
支援内容：農産物等の集出荷や販売促進に要する経費
補助率：年間販売額の30%以内(上限350千円)
- ・ふるさと玉手箱事業補助金 1,650
地域マネジメント組織が行う農産物等の首都圏等への販売を支援することにより、都市と農村の交流の充実と農業者の所得向上を図る。
事業主体：地域マネジメント組織
支援内容：農産物の共同出荷や販売促進に要する経費
補助率：補助対象経費の1/2(上限300千円)
- ・中山間地域農業生産振興事業補助金 8,741
平成29年度から実施した「中山間農地活用促進モデル事業補助金」と統合し、これまで耕作を休んでいた農地に加え、新たに条件不利により水稻作付が困難になった農地にそばや山菜など地域に見合った収益作物の栽培を始める農業者等の団体を支援し、農地の保全と農業・農村の活性化を図る。
事業主体：町内会、農家組合、農業者3戸以上で組織する団体
支援内容：農地の再生作業(排水対策、深耕等)や営農定着(営農資機材の調達等)及び種苗の購入に要する経費
補助率：①再生・営農定着作業：経費の実費相当額(上限：75千円/10a)
②苗購入費(山菜等の苗を植える作物)：経費の実費相当額(上限：100千円/10a)
③種購入費(そば等の種を播く作物)：経費の実費相当額(上限：8千円/10a)

○緊急消雪促進対策事業費補助金 1,382 (市単)

【目的】

消雪の遅れによる農業生産への支障を防止するため、農業者が行う消雪対策に係る費用の負担を軽減するとともに農作物の安定生産を図る。

【実施内容】

- ・ 農業者の組織する団体等が行う消雪促進対策に要する経費を支援する。
対象地域：4月1日現在の積雪量が概ね100cm（水稲本田は、おおむね250cm）以上の地域。ただし、水稲本田までの耕作道の機械除雪については、4月20日現在の積雪量がおおむね70cm以上の地域
事業主体：町内会、農家組合、農業者3戸以上で組織する団体

支援内容及び補助率

区 分	補助率
育苗用地等の機械除雪	5/10 以内
耕作道の機械除雪（育苗用地等までの耕作道）	10/10 以内
耕作道の機械除雪（水稲本田までの耕作道）	6.5/10 以内
水稲本田の表面のかくはん、すじ掘り	4/10 以内
消雪促進剤の散布（育苗用地等）	5/10 以内
消雪促進剤の散布（水稲本田）	4/10 以内

○地域農林業生産体制整備事業費補助金 3,570（県単）

【目的】

中山間地域における生産体制の整備や持続的な営農体制の構築に向けた取組を支援し、農業・農村の維持を図る。

【実施内容】

- ・ 地域の生産体制整備に向けた農業機械整備等に要する経費を支援する。
事業内容：そば用コンバイン（1台）、
セミクローラー式トラクター、ドライブハロー、（各1台）
事業主体：第三セクター（浦川原区1、大島区1）
補助率：農業機械 県1/3 以内

歳出科目 (P232～P233)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
農業・農村ネットワーク事業	13,124	11,854	1,270

主 な 財 源		主 な 経 費	
使用料及び手数料	54	需用費	2,318
諸収入	595	役務費	301
一般財源	12,475	委託料	8,759
		使用料及び賃借料	269
		備品購入費	1,477

地域に根ざしたイベントや加工体験教室の開催、地場農産物を使用した加工品製造や販売等により、生産者と消費者との交流を促進し、地産地消を推進する。

○農業・農村ネットワーク事業（正善寺工房） 8,566

【目的】

豊かな自然と文化に触れる憩いの場を提供するとともに、農林産物の加工体験や地域産業と文化に関する情報発信を行い、地域の活性化を図る。

【31年度目標】

- ・加工体験教室参加者数 1,700人
- ・イベント参加者数 2,500人

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)
加工体験教室参加者数	1,602人	1,639人	1,560人
イベント参加者数	2,521人	2,430人	3,118人
計	4,123人	4,069人	4,678人

【実施内容】

- ・正善寺工房の維持管理及び運営
- ・地場農産物を活用した加工体験教室やイベントの開催

【施設の概要】

所在地	大字下正善寺 1027 番地 2
設置	平成 11 年度
構造	鉄骨造平屋建
面積	449.52 m ²
管理	直営（業務委託）

○頸城区農業・農村ネットワーク事業（くびき食彩工房） 4,558

【目的】

加工体験教室などを通して地産地消を推進するとともに、地域の食文化などを次世代に継承するための交流の場を提供することで、地域の活性化を図る。

【31年度目標】

- ・施設利用者数 1,700人（うち加工体験教室参加者数 120人）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)
利用者数	1,618 人	1,540	1,580 人
うち加工体験教室参加者数	127 人	86	90 人

【実施内容】

- ・くびき食彩工房の維持管理及び運営

【施設の概要】

所在地	頸城区百間町 2076 番地 2
設置	平成 16 年度
構造	木造平屋建
面積	168.93 m ²
管理	指定管理（特定非営利活動法人くびき来夢ネット）

歳出科目 (P232～P235)	6款1項3目	農業振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
水田農業推進事業	50,989	80,486	△29,497

主な財源		主な経費	
県支出金	40,297	報酬	4,940
一般財源	10,692	共済費	868
		旅費	419
		需用費	1,482
		負担金補助及び交付金	43,005

当市の基幹産業である農業の持続的な発展を目指して、関係機関・団体と連携しながら、需要に応じた米生産と生産コスト削減に向けた取組を一層推進するとともに、水田フル活用ビジョンに基づく、地域の特色ある農産品の産地づくりを推進する。

【目的】

水田フル活用ビジョンに基づき、「需要に応じた生産」と「戦略作物等の産地づくり」により、農業の持続的な発展を目指し活動する上越市農業再生協議会の円滑な業務推進を支援するとともに、農業所得を確保するため、農業経営のコスト削減と効率的な生産体制を確立する。

【31年度目標】

- ・経営所得安定対策等の推進と需要に応じた米生産を円滑に実施する。
- ・水田利用の戦略作物等（大豆・そば・新規需要米等）の生産振興を図る。
- ・生産コスト削減に向けた省力・低コスト栽培技術の導入を推進する。

○経営所得安定対策推進事業費補助金 30,778（県（国費分））

【実施内容】

- ・上越市農業再生協議会が行う農業者に対する経営所得安定対策等の推進活動や需要に応じた作物の生産方針等の策定に要する経費を支援する。

事業主体：上越市農業再生協議会

補助率：定額

○農業再生協議会等活動支援事業費補助金 6,046（県単）

【実施内容】

- ・上越市農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョンの推進や農業者への情報提供等に要する経費を支援する。

事業主体：上越市農業再生協議会

補助率：地域農業再生協議会活動支援 県 1/2 以内、市 1/2 以内

需要に応じた米生産取組支援 定額（県）

○多様な米づくり推進総合支援事業費補助金 5,911 (県単)

【実施内容】

- ・業務用米等の多収穫・コスト低減の取組に必要となる機械整備に要する経費を支援する。

事業内容：トラクター (1台)、田植機 (1台)

事業主体：農地所有適格法人 (板倉区1)

補助率：県5/10以内

○ドローン防除免許取得費用補助金 270 (市単)

【実施内容】

- ・中山間地域において、ドローンによる病害虫の共同防除を推進するため、オペレーター免許取得に要する経費を支援する。

対象経費：オペレーター免許取得に係る教習費用

補助率：1/3以内

提出課	農村振興課
-----	-------

歳出科目 (P234～P235)	6款1項3目	農業振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
田舎屋管理運営費	468	682	△214

主な財源		主な経費	
一般財源	468	需用費	45
		委託料	423

【目的】

各種体験事業等を通じた都市との交流により、地域の活性化を図るとともに、施設の適切な管理運営を行う。

【実施内容】

休止している田舎屋等の施設の維持管理

【施設の概要】

所在地	安塚区朴ノ木 418 番地 2
設置	平成 5 年度
構造	木造 2 階建
面積	890.01 m ² (田舎屋)、169.61 m ² (手しごと館)
管理	直営

歳出科目 (P234～P235)	6款1項3目	農業振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
安塚地域産業振興施設管理運営費	3,628	33,209	△29,581

主な財源		主な経費	
諸収入	276	需用費	222
一般財源	3,352	役務費	94
		委託料	2,918
		工事請負費	347
		負担金補助及び交付金	47

【目的】

地域の農林産物や加工品の販売などによる交流事業の促進、地域の農林産物の産地化・ブランド化を目指し、農家所得の向上に寄与する。

【31年度目標】

- ・雪だるま物産館の利用者数 88,000人
- ・樽田そば処の利用者数 8,000人

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度 (見込み)	
	利用者数	売上金額	利用者数	売上金額	利用者数	売上金額
雪だるま物産館	92,091人	30,484	87,789人	27,111	88,000人	28,000
樽田そば処	8,942人	9,756	8,905人	9,587	8,000人	10,000

【実施内容】

- ・安塚地域産業振興施設の維持管理及び運営

【施設の概要】

施設名称	雪だるま物産館	樽田そば処
所在地	安塚区樽田140番地	安塚区樽田156番地
設置	平成7年度	平成15年度
構造	鉄筋コンクリート造 平屋建	木造平屋建
面積	426.15㎡	192.11㎡
管理	指定管理(手づくり百人協同組合)	指定管理(農事組合法人ながくら)

歳出科目（P234～P235）	6款1項3目	農業振興費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
月影の郷管理運営費	4,058	5,356	△1,298

主な財源		主な経費	
市債	3,900	委託料	3,980
一般財源	158	使用料及び賃借料	78

【目的】

農村地域の活性化を図る拠点として、体験と地域食材をいかした食を提供することにより、都市住民と地域住民との交流を促進するとともに、適切な管理と効率的な運営を行う。

【31年度目標】

- ・施設利用者数 7,300人（うち日帰り者数5,800人、うち宿泊者数1,500人）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)
利用者数	7,039人	7,944人	7,300人
うち日帰り者数	5,749人	6,664人	5,880人
うち宿泊者数	1,290人	1,280人	1,420人

【実施内容】

- ・月影の郷の維持管理及び運営

【施設の概要】

所在地	浦川原区横住410番地
設置	平成17年度
構造	宿泊棟 鉄筋コンクリート造3階建 浴室棟 木造平屋建 多目的ホール 鉄骨造平屋建
面積	2,092.00㎡
管理	指定管理（月影の郷運営委員会）

歳出科目 (P234～P235)	6款1項3目	農業振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
大島ゆきわり荘管理運営費	2,170	2,052	118

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	59	需用費	1,058
諸収入	229	役務費	43
一般財源	1,882	委託料	785
		使用料及び賃借料	284

【目的】

地域の農林産物の特産品づくりにおける研修や地域振興のための会議、交流活動の場を提供することで、農業を通じた市民の生活文化の向上を図る。

【実施内容】

- ・大島ゆきわり荘の維持管理及び運営

(28年度：2,039人、29年度：1,748人、30年度見込み：840人)

【施設の概要】

所在地	大島区大平 3874 番地 1
設置	平成 9 年度
構造	鉄骨造 2 階建
面積	498.30 m ²
管理	直営 (業務委託)

歳出科目 (P 234～P 235)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
川上笑学館管理運営費	5,676	4,707	969

主な財源		主な経費	
市債	4,500	需用費	1,080
一般財源	1,176	委託料	4,596

【目的】

都市と農村の交流促進のため、インストラクターの指導によるわら細工、田舎料理、自然散策、農作業等の農業体験ができる施設として、適切な管理と効率的な運営を行い、地域の活性化を図る。

【31 年度目標】

- ・施設利用者数 1,600 人（うち日帰り者数 1,200 人、うち宿泊者数 400 人）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)
利用者数	1,526 人	1,527 人	1,560 人
うち日帰り者数	1,230 人	1,165 人	1,190 人
うち宿泊者数	296 人	362 人	370 人

【実施内容】

- ・川上笑学館の維持管理及び運営

【施設の概要】

所在地	牧区切光 1438 番地
設置	平成 7 年度
構造	木造 2 階建
面積	351.12 m ²
管理	指定管理（川上地区協議会）

歳出科目 (P234～P235)	6款1項3目	農業振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
六夜山荘管理運営費	1,752	1,786	△34

主な財源		主な経費	
市債	1,500	需用費	147
一般財源	252	委託料	1,523
		使用料及び手数料	82

【目的】

都市との交流や各種体験事業を推進し、地域の雇用の場を確保するとともに、地元の米や野菜、漬物などを使用した昔ながらの田舎料理の提供、独自イベントの実施を通じて地域の活性化を図り、農家所得の向上に寄与する。

【31年度目標】

- ・施設利用者数 620人（うち日帰り者数360人、うち宿泊者数260人）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)
利用者数	612人	728人	554人
うち日帰り者数	353人	455人	351人
うち宿泊者数	259人	273人	203人

【実施内容】

- ・六夜山荘の維持管理及び運営

【施設の概要】

所在地	安塚区細野1151番地1
設置	平成8年度
構造	木造2階建
面積	441.66㎡
管理	指定管理（特定非営利活動法人自然王国ほその村）

歳出科目 (P234～P237)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
大島農業実習交流センター管理運営費	1,398	1,348	50

主な財源		主な経費	
諸収入	488	需用費	762
一般財源	910	役務費	36
		委託料	597
		使用料及び賃借料	3

【目的】

花や野菜の栽培方法や稲作栽培などの農作業体験の拠点施設として、適切な管理と効率的な運営を行う。

【実施内容】

- ・大島農業実習交流センターの維持管理及び運営
(28年度：5,048人、29年度：5,062人、30年度見込み：5,050人)

【施設の概要】

所在地	大島区牛ヶ鼻 2649 番地
設置	平成 7 年度
構造	鉄骨造 2 階建
面積	302.58 m ²
管理	直営 (業務委託)